

破綻のSFCG 入社後の展望ないのに…

学生に「内定取り消さぬ」

連会社を紹介する方針も示したが、必ずしも入社を保証するものではないという。事業立て直しの先行きかみ

えない中で、内定者に対して入社するかどうかの判断を預ける形。内定者らは「あまりにも対応がひどい」「取り消

されたと思い、就職活動を再開したのに訳が分からない」などと不満を漏らした。

説明会開催をめぐっても混乱があった。内定者らによる

と、民事再生法適用を申請した23日に同社から「入社できなくなった」などと連絡があった。会社側は「そういった説明はしていない」と主張するが、内定を取り消された

思った内定者も多かった。一方、同社はこの日、「欠席者は内定を辞退したと認識する」と話したという。

内定取り消しなどの相談を受ける全国一般東京東部労組の須田光照書記次長は「本来の仕事ができないなら、内定を取り消さなくても責任は免れず、金銭補償や再就職先の確保をすべきだ」としている。

民事再生法の適用を申請し、経営破綻した商工ローン最大手のSFCG(旧商工フアンド)は28日、4月入社予定の内定者を対象に説明会を開いた。本来の貸し付け業務はできない状況だが「内定取り消しはしない」と説明。内定者は戸惑いと憤りを表し、労働関係者は批判した。

同社代理人の弁護士によると内定者は九十数人おり、説明会は東京と大阪で開催。東京では人事・総務担当の役員が約30人の参加者に状況を説明した。

同社や内定者によると、説明会で同社は、申請によって貸し付け業務はできなくなったため「内定時に説明したのと業務は変わる可能性が高い」(同社)と話した。仕事の中心は債権回収などになるという。また、希望者には関

駆け込み寺イエローページ●肉食女子の「草食男子狩り」が始まった!
 新連載 青木雄二 プロダクション **新 ナニワ金融道** 1000円以下で作れる地デジアンテナから、除湿器、霜降り肉、オナホールまで
 超保
 何でも自作で節約する技術

ロングインタビュー [新庄剛志]

SPA!

Business, Culture and Entertainment Weekly.

317 週刊 2009
 1992年2月28日創刊(隔週発行) 2009年3月17日発行(毎週火曜日発行) 通巻316号
 380円

webSPA! • http://spa.fusosha.co.jp

職探しリスト 借金返済生活 生活苦 etc. は一人で悩まず 専門家に相談すれば解決する

駆け込み寺イエローページ

困ったときはココに行け!

肉食女子の「草食男子狩り」が始まった!

「私たちがこんななにかやっていたら、今も獲物を物色中
 煮え切らない男にブチ切れた女たちが、今日も獲物を物色中」



倉田真由美「だめんず・うぉ〜か〜」

坪内祐三 & 福田和也
 [これでいいのだ!]

今週の顔
 多部未華子

みうらじゅん & リリー・フランキーの
 グラビアン魂
 [石井香織]

[うつ病先生]
 急増で
 学校崩壊!

[元ホームレス
 社長]に学ぶ
 一発逆転の心得

[さらば日本悲観論]
 世界経済崩壊でも
 日本が繁栄するワケ



大沢あかね

職場の理不尽に「こんなのアリ!?!」と思ったら

この不況時代に急増するリストラ、雇い止めからサービス残業、パワハラまで。労働をめぐるあらゆる相談は、「こ」に行こう

小さな相談も大歓迎

日本労働弁護団



日本労働弁護団事務局長
雪竹 奈緒弁護士
(弁護士事務所所属)

突然の解雇通告や100時間を超えるサービス残業……こんなのおかしいか?と思つたら、まずは労働問題の専門家が集まる日本労働弁護団に聞いてみよう。ここには全国約1500人の労働問題に強い弁護士が所属し、週1〜3回無料で電話相談に対応する。「ちょっと納得いかないから専門家に聞いてみたい、という相談でも大歓迎。実際そういう相談が多いですね。少額の事件であれば、弁護士を通さず一人で少額訴訟をする方法も電話でアドバイスでき

ます(同弁護団事務局次長・雪竹奈緒弁護士) 勤務先に対し、法的措置を取りたいければ、電話相談後、弁護士と面接相談もできる。「ここ数年で多い相談は、①解雇退職勧奨、②賃金未払い、③各種ハラスメント。これらの解決方法でよく使われるのが、『労働審判』と呼ばれる労働専門の簡易な裁判です。労働者が会社側と裁判官や民間の審判員を交えて話し合いをし、解決方法を合意するという流

れ。基本的に3回の話し合いで終わるので期間は3〜6か月程度。何年もかけて裁判をするより、ある程度解決金もらえるればいいという事案であれば、早く安く済ませられるので、労働審判を選択される方が多いです」

泣き寝入りするより闘おう!」

問い合わせ
☎101-0062
東京都千代田区神田駿河台3-2-11
総評会館4階
東京本部は火曜と木曜の15〜18時に下記番号と03-3251-5364にて無料電話相談実施。その後、希望・必要があれば予約のうえ週1回の無料面接相談か、相談担当弁護士と個別面談(有料)へ
☎03-3251-5363
<http://homepage1.nifty.com/roubei/>

激務で心身に不調が出たら

過労死100番全国ネットワーク



長時間労働や過度のストレスによる過労死が社会問題となって久しいが、そんなとき、法的に救済してくれるのが、過労死問題に取り組み弁護士らが20年にわたり活動している「過労死110番全国ネットワーク」だ。同団体は、業務上の過労やストレスで、病気になる、死亡・重度の障害を負った場合に、労災保

険の申請や損害賠償請求の手続きをしてくれる。相談方法は、原則面談。まず窓口で電話し、連絡先と希望面談日時を伝えると、会員である弁護士または医師が電話を折り返す。必要があれば面談し、法的措置へ進めるケースが多い。

問い合わせ
電話受け付け(面談予約)は、平日10〜12時、13〜17時。電話が難しい場合は、ホームページのメールフォームから(<http://karoshi.jp/iken.html>)。1度目の電話相談費は無料。面談は各地窓口まで問い合わせを
☎03-3613-6999
<http://karoshi.jp/>

「保険」としての機能も

東京管理職ユニオン



あのマクドナルドの「名ばかり管理職」訴訟で話題となった東京管理職ユニオン。行動を起こして注目を浴びることで事態が好転することも

会社に労組がないとか、御用組合で頼りにならないときは、一人でも加盟できるユニオンに入るべし。東京管理職ユニオンは、15年前に設立された。組合員の9割以上が正社員である。名ばかり管理職の相談も多く、現在も同ユニオンによるマクドナルド訴訟が継続中だ。

「正社員が減っている今、一人一人の労働時間が法外に長いうえ、クビへの恐怖も大きい。結果、膨大なストレスを抱えて相談に来られる方が多い(東京管理職ユニオン・安部誠氏) 相談方法は、電話だと一般的な回答まで、込み入った話であれば個別面談(無料)を勧められる。そのうえで、解決に向けて会社に

働きかける場合は組合に入り、団体交渉に向けて打ち合わせを行うのが一般的な流れである。とはいえ、ユニオンに入った人が全員団体交渉をしているわけではなく、3分の1は、いざというときに備えての「保険組合」だとか「今の時代、リストラからどう逃れられるかという質問が殺到していますが、ハッキリ言って、そんなすべはない。もしそうなったとき、いかに対処するか。知識武装をしておいたほうが得策なのです。

問い合わせ
☎160-0023
東京都新宿区西新宿4-16-13 MKビル2階
電話相談・来所相談(要予約)は、水曜17〜20時、土曜13〜17時。ただし緊急時はこの限りではない。組合費は、加入金1万円+月5000円。管理職ユニオンは、東海・関西にもあるのでチェック
☎03-5371-5170
<http://www.mu-tokyo.ne.jp/>

当ユニオンでは、組合員を対象とした無料の集会を月3回行い、そこで、いざというときの対処策を話し合っています」

首都圏青年ユニオン



00年、非正規雇用者が中心になって設立。すでに全社の1万人以上のアルバイトの残業代を法律どおりに支払われたことと有名。20、30代の非正規雇用者からの相談、加入が多い。また生活支援・保護の対策も手厚く、生活保護希望者には役所の窓口まで同行し、手続き完了まで見届けてくれる。法律勉強会も毎月開催。

●相談方法＝平日10～18時に電話相談受け付け。電話で交渉する話になれば来所相談し、加入後交渉手続きを。相談は無料。
●組合費＝加入金1000円＋月組合費は月収に応じて規定
☎03-5395-5359

全国二般労働組合 東京東部労働組合



最近では、コナカの名ばかり管理職問題で、未払い残業代600万円を支払わせた。設立41年目の老練の個人組合。労働条件改善から、過労死に対する損害賠償請求、内定取り消し、解雇撤回まで幅広い解決実績を誇る。NPO法人「労働相談センター」とも連携し、労働問題全般の相談に応じている。

●電話相談＝平日9～17時と日曜の12～17時。電話相談後、予約して来所面談を(夜間も可)。相談は無料。●組合費＝前月の賃金総額1.5%＋ボーナス総支給額1%
☎03-3604-5983

派遣ユニオン



非正規雇用者のために、05年結成。意見分野は「派遣切りをさせない」こと。最近の解決例は、日産ティールにに対し、解雇と復職の撤回を、グッドウィルにたいして準備費を2年分返還させ、フルキヤストに業務管理費2500円を創業時に遡って全額返還させた。また、残りの契約期間の賃金を保障させた例など数多い。

●相談方法＝平日10～18時。電話相談後、予約して面談を。相談は無料。「派遣切りホットライン」は不定期開催。●組合費＝加入金2000円＋月2000円(3か月分前納)
☎03-5371-8808

フリーター 全般労働組合



フリーターでも誰でも加入できる。メールや電話、来所で労働相談を受け、団体交渉などで問題解決を支援。独自に参加を呼びかけるメーデーや鍋会などのイベントも盛んだ。住宅部会による支え合い機能を持った低家賃の住宅事業もスタート。HPから「生きのびるための労働手帳」を無料でダウンロードできる。

●電話相談＝水曜18時30分～20時30分、土曜13～17時。来所相談は要予約。相談無料。●組合費＝加入金3000円＋月500～3000円(3か月分前納が基本)
☎03-3373-0180

東京ユニオン



結成30年目。労働裁判をする場合、労働裁判を経験した組合員が訴状作りから審判への対応までノウハウをアドバイスしてくれるのが強み。弁護士を遣わす一人て解決させた例は、05年で5件。同交目的ではない人でも、組合員同士の情報交換や勉強会も活発なため、「会社の手ヤハ」状態を「手ヤハ」に転換できる。

●電話相談＝原則平日10～18時。来所相談(要予約)は、火、木曜の18時30分～21時。無料。●組合費＝加入金3000円＋月最低3000円(2か月分前納制)
☎03-5338-1266

「自力で解決」をサポート

POSSE

弁護士や労働組合に頼らず、まずは自力で情報を集めて解決したいという方は、NPO法人のPOSSEへ。35歳未満、主に20代を対象にした、総合相談窓口である。スタッフは全員ボランティア



1～2か月ほど、労働問題に強い若手の弁護士を招き法律解説イベントを実施。労働をテーマにした季刊誌も発行

で20代が中心だ。

「POSSEでは、一人で交渉して解決できる次元のことをお手伝いします。例えば残業代不払いの場合、ご自身で労働基準監督署に書類を出すサポートを。それ以上のこと、例えば団体交渉や訴訟を希望されれば、本人の事情に適した労働組合や弁護士を探してご紹介します(今野晴貴代表)

今、特に力を入れているのが「総合相談窓口の開設」とのこと。「生活保護や職業訓練が話題になっていますが、「仕組みを理解するのが難しい」行っても窓口で追い返される「使いつらい」という声をよく聞きます。そこで、わかりやすく説明をしたり、一人で行

政窓口に行くのが不安という方にはついて行くなどして、サポートをしています」

こうした相談やサポート、専門家の紹介には費用は一切かからないのが嬉しい。まず、自分はどこに相談したらいいか、入り口に迷ったら電話かメールを。

「『ここが一番、相談に来やすかった』とよく言ってもらえます。気軽にご連絡ください。メールの場合は、翌日にはお返事します」

問い合わせ

相談は随時、メール(info@nposse.jp)か電話で受け付け。3月21日(土)、下北沢にて労働法セミナーを実施。小冊子「辞めろ」言われたときの対応マニュアルは、セミナーやハローワークで配布。会員・ボランティアスタッフ随時募集中

☎03-5779-1890
http://www.npoposse.jp/

製造業社員の強い味方

ガテン系連帯

製造業の労働問題で高い実績を誇るの、ガテン系連帯だ。全国の製造業の派遣・請負、期間工のためのNPO法人で、労働者、弁護士、ジャーナリストがバックアップする。特徴的なのは、製造業労働者に合わせた相談形式。

「都心近郊の方なら面談はすぐに可能ですが、大きな製造工場は、



日野自動車の例では、派遣労働者の時給の引き上げ、賃金6割以上の連休手当、作業服の無料支給、景気引き下げを実現させた

地方都市にあります。誇大求人広告の問題が横行しているのも、沖縄など地方が多い。そこで、まず電話で打ち合わせ、法的措置を望まれる場合、こちらから現地へ赴き面談をします。最近では、派遣切りを行った企業に対し中途解約を取り消させ、期間満了までの労働を保障、次の住居が見つかるまでの寮住まいを認めさせる例が多いです(小谷野毅事務局長)

問い合わせ

電話相談受け付けは原則月～金曜の11～18時。電話が難しい場合、info@gatenkeirentai.netまで。連絡先と希望の電話相談時間を記しておけば、スタッフが折り返してくれる。組合費は、年間3000円・月500円

☎03-3861-6210
http://www.gatenkeirentai.net/

週刊金曜日

2009 3 | 27 744号
毎週金曜日発売 定価500円

今週の
巻頭トピック



金曜ア・ン・テナ

阪急トラベル 組合員を不当解雇 本誌記事を「虚偽」と決めつけ

旅行添乗員の過酷な派遣労働環境と労働組合結成の経緯を取り上げた本誌の記事（二月二〇日号）が「虚偽」だとして、大手旅行会社「阪急交通社」の子会社で、添乗員を派遣する阪急トラベルサポート東京支店（田中和男支店長）は三月一八日、取材に応じた同社所属の添乗員・塩田卓嗣（しおたたくし）さん（四六歳）に対して「抗議文」を手渡し、「今後、添乗業務のアサイン（割り当て）

をしない」と事実上の解雇処分を通告した。塩田さんは二〇〇七年一月、労働条件の改善を求めて仲間たちと労働組合を結成し、全国一般東京東部労組に加入。同労組阪急トラベルサポート支部の支部長を務める。同支部を紹介した記事（野村昌二さん執筆）をめぐり同社は「抗議文」の中で、日当の額や雇用保険加入の有無、添乗員が体調を壊して亡くな

ったとの記述などを「虚偽の事実」と決めつけ、「当社の名誉を著しく傷つけ、正常な業務の運営を妨害するもの」と指摘している。が、筆者の野村さんと本誌に対しては抗議などはしていない。

塩田さんは「組合結成前の過酷な労働条件を説明した上で、同社に勤務する前の出来事（添乗員の死亡）について語ったもの。会社側は意図的にそれを、現在の労働条件は違うなどと言いがかりをつけている」と話し、東部労組の菅野存書記長も「支部長である塩田さんを見せしめにした

組合つぶしだ。撤回を求めて闘う」としている。

本誌が電話で抗議した上で面会を求めたのに対し、田中支店長は「会う必要はない」

などと拒否した。東部労組と本誌は「言論への挑戦でもある」として、二六日に厚生労働省で共同記者会見を開いた。

片岡伸行・本誌編集部

2009年(平成21年)

3月27日

金曜日

天気 6 9 12 15 18 21(時)

東京	☀	☀	☀	☀	☀	☀	11	6
横浜	☀	☀	☀	☀	☀	☀	20	12
千葉	☀	☀	☀	☀	☀	☀	20	5
さいたま	☀	☀	☀	☀	☀	☀	30	10
札幌	☁	☁	☁	☁	☁	☁	30	4
仙台	☀	☀	☀	☀	☀	☀	10	7
名古屋	☀	☀	☀	☀	☀	☀	10	12
大阪	☀	☀	☀	☀	☀	☀	10	3
福岡	☀	☀	☀	☀	☀	☀	10	11
							7	14



朝日新聞東京本社 発行所: 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
 電話: 03-3545-0131 www.asahi.com

「記事理由に 仕事で差別」

阪急交通社系添乗員

阪急交通社の子会社、阪急
 トラベルサポート(大阪市)
 の派遣添乗員の男性(46)が、
 取材を受けた記事が週刊誌に
 掲載されたことを理由に仕事
 を与えられなくなったのは不
 当だとして26日、都内で記者
 会見した。職場復帰を求めて
 法的措置も検討するという。
 男性は01年に入社し、派遣
 の旅行添乗員として働いてい
 た。07年に全国一般東京東部
 労組の支部を立ち上げ、委員
 長に。雑誌「週刊金曜日」
 (2月20日号)の労組活動を
 取り上げる記事に登場した。
 労組側によると、阪急トラ

ベルサポート側は今日18日、
 記事の「(派遣添乗員の)日
 当は15年以上キャリアを積ん
 でも約1万6千円」などの部
 分が事実と反する、との抗議
 文を男性に手渡した。「業務
 を妨害する行為は添乗員とし
 て適格性を著しく欠く」とし
 て、今後は業務を割り当てな
 いと記されていたという。
 同社は「会見内容を把握し
 ていないので、コメントは差
 し控える」としている。

3月27日(金)

2009年(平成21年)

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-8051 電話(03)3212-0321
毎日新聞東京本社

取材で証言 「不当な解雇」

派遣労働者

「週刊金曜日」の記事で、労働実態を証言したことを理由に事実上解雇されたとして、阪急交通社の子会社で旅行添乗員を派遣する「阪急トラベルサポート」(大阪市)の派遣労働者や同誌の佐高信社長らが26日、東京都内で記者会見し「不当な解雇であり言論の自由への挑戦だ」と訴えた。法的措置を含め解雇の撤回を求める。

この派遣労働者は同社に登録し、派遣の添乗員として働いている塩田卓嗣さん。週刊金曜日2月20日号で過酷な労働環境や全国一般東京東部労組HTS支部を結成し、支部長となった経緯などが取り上げられた。

会社側は日当額や雇用保険加入の有無などの記述が虚偽とし、塩田さんに「社の名誉を傷つけ、正常な業務を妨害するもの」と添乗員乗務の割り当てをしないと通告した。

【東海林智】

あなたの安心

「3カ月様子を見ただけで、うまくコミュニケーションがとれないようだから、辞めてもらうよ」。東京都内の機械部品メーカーに勤め始めた男性(26)は一昨年、上司から突然こう告げられた。会社は3カ月の試用期間が切れたため解雇できると説明した。男性は入社間もなく、社員が社会保険に未加入になっていることを社長に指摘、会社側にいらまされていた。

NPO法人「労働相談センター」(東京都葛飾区)の須

田光さんによると、新入社員からの相談で最も多いのは試用期間中の解雇に関するものだ。試用期間とは、社員の勤務状態などから仕事に対する適格性や能力を会社が判断し、本採用するかを見極めるための期間で、3〜6カ月に定める企業が多い。

須田さんは「試用期間をお試し期間と気楽に考え、自由に解雇できると思いきんてい

自分の法的権利を知ろう

がんばれ！新社会人⑥

る会社も多い」という。実際には、労働契約は試用期間の有無にかかわらず、採用が決まった時点で成立する。本採用拒否は解雇にあたり、客観的で合理的な理由があつて、社会通念上やむを得ないと認められることが要求される。

冒頭の男性は労働相談センターに相談して個人加入できる労組に入り、会社と団体交渉して、解雇を撤回させた。

「多くの若者は、社会人になる前に自分の法的権利についてほとんど教えられていな

職場での権利どう守る？

- ① 給与明細書をチェック
- ② 先輩や同僚にまず相談
- ③ あきらめずに労組へも

主な相談先

- NPO労働相談センター 03-3604-1294
- 連合の労働相談ダイヤル 0120-154-052
- 全労連の労働相談ホットライン 0120-378-060
- 日本労働弁護団 03-3251-5363 (火・木曜の午後3〜6時)

The Asahi Shimbun

い」と須田さんは指摘する。会社に入ったら、まず給与明細書に注意して見てほしい。控除されている項目に加入しているか分かるし、

「おかしい」と思うことがあれば、先輩や同僚に尋ねてみる。試用期間中は加入できない企業内労組が多いが、個人加入の労組やNPOに相談する手もある。「どうせ無理だからとあきらめないことが大切です」

全労連では、新社会人向けに、賃金や労働時間など職場で必要になる法的権利についての知識を紹介する「権利手帳」を3月に発行し、全国の高校・大学や希望者に配布している。

問い合わせは全労連青年部(03-5842-5611)へ。

マニエール

佐高信



「私もともと平私主義ですが、売られたらどう女は買

わなをまかせん。買値も相手と刺し違える覚悟でやります」

3月26日、厚生労働省の記者会見で聞いた会話を録音した。

阪急トラベルサポートという会社が、私が発行人の週刊金曜日(2月20日)に載った記事(野村昌三執筆)「このままじゃお終される!! 低賃金と重労働にあぐら旅行添乗員が立ち上がったの取材に応じた塩田卓郎に対しそれを盛徳たとして「今後添乗員のフサイン(郵の字)はしない」と事実上の解雇処分を通告したからである。

塩田は全国一般東京東部労働組合に加入し、同労働組合の支部長を務めている。

阪急トラベルサポートは大手旅行会社「阪急交通社」の子会社で添乗員を派遣しているが、その東京支店長を塩田に出された「抗議文」には、『週刊金曜日』の記事の中の、日当の額や雇用保険加入の有無、そして添乗員が体調を壊して亡くなったとの記述などを

阪急トラベルサポートの行為は許さない

ただか・まこと 1945年生まれ。山形県酒田出身。慶応大学法学部卒業後、郷里の高校教師を経て雑誌の編集長を経て評論家として独立した。日本の政治経済企業風土に對する辛らつな批評は他の追随を許さない。「抵抗人名録」(金曜日)、「西郷盛盛伝説」(角川洋装出版)など著書多数。本誌で2009年2月から3か月間連載した「酒は涙か痴か愚か 古賀政男の人生とメロドラマ」が角川書店から文庫化された。また近著「小泉純一郎と村中平蔵の罪」(毎日新聞社)も好評。

「盛徳」とはめづらけ、「当社の名誉を著しく傷つけ、正常な業務の運営を妨害する」と指摘している。

しかし、『週刊金曜日』と著者の野村には何の抗議もしていないのである。発行人の私としては、それこそ「盛徳」とはわりされて「当社の名誉を著しく傷つけられた」と逆に抗議しなければならぬ。

記者会見の席でも言ったのだが、これではシャリアム人は成り立たなくなる。寧ろ私や著者に抗議してくるなら説明でききながら、取材を受けた人間の言を切られれば取材に依りるものがないことになるだろう。阪急トラベルサポートの行為は、まさにシャリアムへの挑戦なのである。

組合結成前の過酷な労働条件に触れ、業式は死に志を出した塩田は話したのだが、会社側は意図的にそれを現在の労働条件とは違つたと言いがかりをつけ、組合つるしに出た。『週刊金曜日』の抗議に、同社は「筋違い」で「非礼」だなど言ってきたが、言論に對するこんなような態度を許すわけにはいかない。(※週は佐藤慶氏の登場です)

昨年の北京五輪の競泳男子100m自由形決勝